

平成29年度税制改正に関する要請

中核市については、地方自治法その他の法令に基づき事務配分の特例が設けられ、権限移譲がなされた多くの事務を都道府県に代わり行っているにもかかわらず、地方税制は画一的であり受益と負担の関係に不均衡が生じている。

中核市が真の地方分権に向けてその機能や役割を十分果たしていくためには、自主的かつ安定的な都市財政運営に必要な財源の確保が不可欠であるが、前述した理由等により現状は極めて厳しい財政状況にある。

よって平成29年度税制改正に関し、特に以下の事項について十分配慮するよう強く要請する。

1 固定資産税の安定的確保

固定資産税は、市町村税収の大宗を占める基幹税目として、安定的な行政サービスの提供に欠くことのできないものであり、その税収の動向は、中核市を含めた基礎自治体の行財政運営を大きく左右するものであることから、制度の根幹を揺るがす見直しは行うべきではなく現行制度を堅持すること。

なお、平成28年度税制改正において創設された償却資産に対する固定資産税の時限的な特例措置については、今回限りとし、期間の延長や対象の拡大等は断じて行わないこと。

2 法人実効税率の見直しに伴う代替財源の確保

国・地方を通じた法人関係税収は、中核市の行政サービスを支えるうえで重要な財源となっており、法人実効税率を更に引き下げるに当たっては、恒久減税による減収は恒久財源で補てんすることを基本とし、中核市の行財政運営に支障が生じないように必要な財源措置を講じること。

3 車体課税の見直しに当たっての対応

消費税率10%への引上げの延期が閣議決定されたが、自動車取得税については、景気浮揚を目的として先行して廃止・縮小することなく、現行制度を堅持すること。

また、軽自動車税のグリーン化特例（軽課）や自動車重量税に係るエコカー減税の見直し・延長に当たっては、中核市の行財政運営に支障が生じないようにすること。

4 ゴルフ場利用税の現行制度の堅持

ゴルフ場利用税については、その税収の7割がゴルフ場所在市町村に交付されており、ゴルフ場関連の財政需要に対する貴重な財源であることから、現行制度を堅持すること。

5 地方消費税率引上げの延期に伴う代替財源の確保

消費税率10%への引上げの延期が閣議決定されたが、基礎自治体においては既に社会保障の充実のための施策に取り組んでいるところであり、これらの施策の推進に支障が生じることがないように必要な代替財源を確保すること。

6 個人所得課税における人的控除等の見直し

- ① 個人所得課税における人的控除等のあり方の検討については個人住民税が応益課税の観点から広く住民が負担を分かち合う仕組みとなっていることを踏まえつつ、真に経済的弱者への配慮も考慮して検討すること。
- ② 「共働き世帯の増加」「ライフスタイルの変化」「女性の社会進出の後押し」を背景として、「夫婦控除」の導入を含めた「配偶者控除の見直し」が検討されているが、これまで専業主婦（夫）及びパート労働により配偶者控除を受けていた世帯等に対する影響を考慮し、見直しに当たっては慎重に検討するとともに、中核市の行財政運営に支障が生じないようにすること。
- ③ 寡婦（夫）控除については、婚姻歴の有無により負担に差異が生じていることを踏まえ、人的控除等のあり方の見直しの中で適切に検討すること。

7 ふるさと納税ワンストップ特例制度の運用の見直し

ふるさと納税に係る所得税控除相当額について、ワンストップ特例制度が適用された場合においても、確定申告を行った場合と同様に、個人住民税と所得税のそれぞれから控除することにより対応すること。

8 地方法人課税の偏在是正における地方意見の反映

「地方間における税源の偏在是正」及び「財政力格差の縮小」を進めるに当たっては、企業誘致や地域の産業・経済活性化のための様々な施策を通じて税源涵養を図っている中核市の努力が損なわれることなく、地方消費税の拡充等による地方税財源の拡充・強化等と一体的に行われるよう配慮することが望ましい。

したがって、法人住民税法人税割の交付税原資化を更に進めるに当たっては、中核市を含む地方側と十分に協議したうえで、制度設計を行うこと。

9 地方税における税負担軽減措置等整理合理化

地方税における非課税措置等については、税負担の公平確保の見地から、真に地域経済や住民生活に寄与するものに限られるよう慎重に検討するとともに、効果が明らかでないものについては、速やかに整理合理化を図ること。

また、地方税収に影響を及ぼす国税における租税特別措置についても見直しを行うこと。

平成28年10月28日

中核市市長会